

## 広報部より

1月号から「入門講座」の連載が始まります。

以前から会員の皆様より「行政書士の業務範囲があまりに広いため、とてもすべてを把握できるものではない。まったく新しい分野について勉強を始める際に役に立つ記事を書いてほしい」との要望をいただいていた。

たしかに行政書士の仕事は分野が幅広く、業務は多岐にわたっています。そのすべてを把握し実行することは至難とあってよく、新入会員の皆様はもちろんのこと、ベテランの皆様でも、これから初めて学んでいく分野が常にあります。

新入会員に役立つような基礎に関する記事であり、また、中堅・ベテランでも新しい分野を学ぶ際に役に立つ「今さら聞けない基礎知識」の記事の連載にもなりますので、さまざまな研修制度とともに活用ください。

兵庫県行政書士会には現在10の業務部専門部会があります。毎月ひとつの専門部会が執筆を担当して、その分野の基礎的で必須な概念や用語の説明、手続きの流れやチェックポイント等について解説してまいります。

1月号は知的資産専門部会です。執筆は上辻靖夫委員長です。業務に役立つ自己紹介から始めていただきますようお願いしました。それでは熟読玩味して一緒に勉強いたしましょう。



大阪生まれの上辻靖夫（うえつじやすお）です。開業して18年が経過しました。

行政書士事務所を開業する前は、特許事務所で10年間勤務してきました。商標の調査報告書、出願書類、意見書、審判請求書又は答弁書、裁判の準備書面等の作成実務に携わりました。そうした業務以外に、大阪工業会の「新商品・新事業開発研究会」のお手伝いもさせていただき、同研究会の企画に関与する中で、知的財産権を活用しつつ研究開発と事業開発を一体的に推進することの重要性を学んできました。

特許事務所のお客様から、「事業計画書の作成を応援してほしい。」「著作権の登録申請を行ってくれる人を紹介してほしい。」という依頼が時折ありました。当時、特許事務所では、そうした業務はまったく行っていなかったもので、誰がそのような仕事をしているのかを調べてみました。そうすると、事業計画書を書いて公的な中小企業支援策を利用するための申請を県や近畿経済産業局等に対して行うことが、行政書士業務に他ならないことを分かりました。通勤時間を使って行政書士

試験の勉強をし、運よく合格しました。

阪神淡路大震災の年に、子どもが生まれ妻が出産により体調を崩したため、家事・育児・看病をするために特許事務所を退職しました。そうして自宅で開業できる行政書士の世界に入っていくことになりました。

知的財産権がわかる行政書士ということを立脚点として、ベンチャー企業の経営実務支援を行ってきました。たとえば、研究開発計画書を書いて研究開発補助金の申請をする、兵庫県や大阪府の外郭団体（財団法人の中小企業支援センター）の直接投資制度を活用し開発資金を手当てする等を行いました。また、それらに付随して、株券の発行、株主名簿の作成、株主総会の案内、事業報告の作成、株主総会運営支援を行い、また、事業の発展に合わせて、中小企業創造活動促進法の認定申請、経営革新計画作成、資金調達に活用できる技術評価制度の活用等、公的な中小企業支援策を多く利用しました。

お客様は、20名未満の中小企業が大半で、法務セクションを持たないことが多く、共同開発や業

務提携を行うときは、契約書を作成することからお付き合いが始まり、新会社設立、増資・融資その他の資金調達関連実務、新株予約権等の支援も継続して行いました。

もともと財務管理面は得意分野ではなかったのですが、事業計画書を書くときには収支計画に数字を入れないといけないので、だんだん慣れてきました。そして事業計画を多く書くようになると、マーケティングの視点が重要であることも自然に学びました。すなわち、自社のどのような強みを生かして、どのようなお客様にどのような価値をどうやって届けるのかを明確に事業計画に反映しなければならないということです。ドラッカーは、

企業の目的は「顧客の創造」であるといいますが、言葉を換えれば「企業価値の創造」です。企業の価値創造と価値の伝達の支援、これは中小企業経営実務支援業務の中でとても大切な業務です。お客様の仕事が発展するためにできることは何でもやろうという熱意をお持ちの方であれば、知的資産関係業務は魅力ある業務ということが出来ます。必要な素質ということであれば、誠実さと勉強熱心だと思います。

それでは、知的資産専門部会の取扱業務に関連した基礎的な事項のご紹介をしましょう。

知的資産専門部会では、取扱分野を以下の3つのセグメント（領域）に分類しています。

- (1) 知的財産マネジメント支援
- (2) 新事業開発支援
- (3) 企業価値創造支援

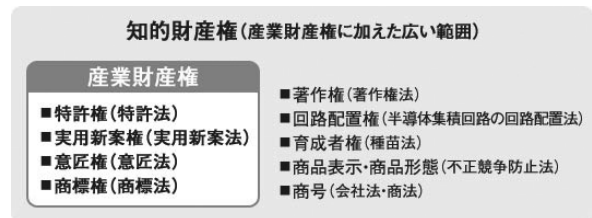
それぞれをご説明します。

## 1. 知的財産マネジメント支援

直接的には、「知的財産権」（下線を引いた用語は、後の「用語解説」を参照してください。）すなわち産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）や著作権に関する譲渡やライセンス（実施許諾、使用許諾、利用許諾）に関する契約・管理・保護・活用・エンフォースメント（権利行使）等に関する支援業務を行っています。さらにこれらに関連した技術・ノウハウ・営業秘密といった「知的財産（知的資産）」に関するマネジメントに必要なツール制作、たとえば秘密保持契約書（NDA）、共同開発契約書、営業秘密管理規程、職務発明規程、著作権規程の作成支援も行います。また、文化庁への著作権登録申請代理、特許庁への質権設定登録申請代理も行います。

### 【用語解説】

①知的財産権：産業財産権、著作権、育成者権等をいう。



（特許庁ホームページ「いろいろな知的財産」より引用）

[http://www.jpo.go.jp/beginner/beginner\\_08.html](http://www.jpo.go.jp/beginner/beginner_08.html)

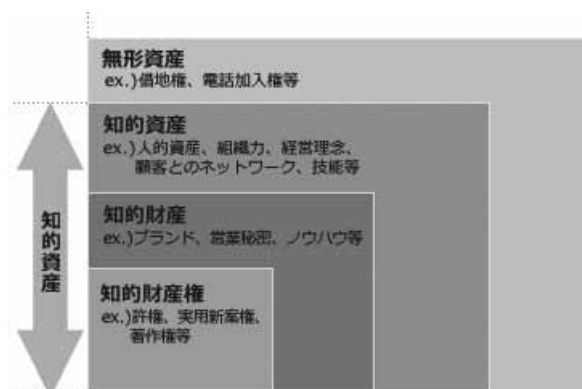
②知的財産：「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。」（知的財産基本法「平成十四年十二月四日法律第百二十二号」第2条第1項より引用）

※「知的財産」は、知的財産権を含む広い概念です。「発明、考案」といった知的創作が特許庁の登録原簿に登録されると、「特許権」「実用新案権」が成立します。

③知的資産：「『知的資産』とは、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えない資産のことで、企業の競争力の源泉

となるものです。

これは、特許やノウハウなどの『知的財産』だけではなく、組織や人材、ネットワークなどの企業の強みとなる資産を総称する幅広い考え方であることに注意が必要です。』



(経済産業省「知的資産経営ポータル」より引用。)

[http://www.meti.go.jp/policy/intellectual\\_assets/teigi.html](http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/teigi.html)

※「知的資産」は、知的財産権や知的財産を含む広い概念です。

④行政書士が行うことができる「特許庁への申請代理業務」

弁理士法施行規則第36条（業務制限の解除）

産業財産権についての質権に関する登録申請又は抹消申請等

弁理士法施行令第7条（業務制限の解除）

特許料・登録料の納付、出願書類（包袋書類）の交付請求

## 2. 新事業開発支援

競争力の源泉となる「知的資産」（蓄積された技術・ノウハウ、事業開発にむけた知恵や工夫といった強み・魅力をいう。）を活用した新事業開発計画（経営革新計画を含む）、ものづくり企業の基盤技術の高度化に関する事業計画、6次産業化（※1）総合計画等の作成支援を行います。経済産業省や農林水産省では、研究開発・試作開発・実用化開発を支援する施策を多く用意しています。それらを効果的に活用するアドバイスをし、新事業開発をスムーズに展開できるような低利融資、設備投資減税、中小企業信用保険法の特例、ファンドからの投資等の制度の活用するための支

援を行っています。

## 【用語解説】

①経営革新計画：中小企業新事業活動促進法（平成十一年三月三十一日法律第十八号）に定められた中小企業支援施策のひとつ。

経営革新事業により、相当程度の経営の向上を図るものであることが必要です。

- 事業計画は、3年・4年・5年のいずれかを選択します。
- 自ら企画立案した創意ある取組であること、既に相当程度普及している技術・方式の導入については対象外となります。
- 現在の業務と経営革新事業とが「日本標準産業分類」において異なる業務であることが必要です。（申請者にとって「新たな事業」。）

（総務庁政策統括官HP：<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/>）

実際に承認を受けた中小企業経営者からは、「内部のマネジメントツールとして活用したところ、経営者と従業員とのベクトルが同じ方向を向くようになった。」「金融機関や取引先からの信用が増した。」「新しい取引先の開拓に結びついた。」という声が聞かれます。

②6次産業化：農林漁業者が主体となり、単独もしくは他の事業者と連携して、自らの生産物の価値を高める工夫を行い、二次産業（加工）・三次産業（小売、サービス）を関連づけた事業開発を行い、農林漁業者の所得の向上、地域の雇用の創出、地域資源の保全等を実現させ、農山漁村の経済を豊かにする取り組みをいいます。

## 3. 企業価値創造支援

中小企業の「知的資産」（技術・ノウハウ・経営理念・ネットワーク力・知的財産等を含む）のうち、ステークホルダー（金融機関、株主、顧客、従業員等）との関係を良好にして経営の発展に役立つものを抽出（「見える化」）し、魅力的に伝える（「魅せる化」）ことを支援しています。ツールとしての知的資産経営報

告書、知的資産レポート等も活用し、共感を生む魅力発信により関係資産の構築を促進します。この取り組みは、内部マネジメントツールとしても有効であり、経営者と従業員のベクトルを共通の方向に向かわせる効果もあり、さらに事業承継にも活用できます。

#### 【用語解説】

- ①知的資産経営報告書：近畿経済産業局「知的資産経営のすすめ」を参照してください。  
[http://www.kansai.meti.go.jp/2giki/network/vbnet\\_ic.html](http://www.kansai.meti.go.jp/2giki/network/vbnet_ic.html)
- ②関係資産：同志社大学商学部客員教授の古賀智敏氏が提唱する「知的資産の3分類」のひとつ。他に「人的資産」「構造資産（組織資産）」があります。  
「関係資産」は取引先・顧客・金融機関・社員

等からの信頼、社員のモチベーションアップに有効です。

「人的資産」は、その人が退社したら会社に残らないものをいいます。

「構造資産」は会社が存続すれば会社に残るものです。たとえば、高度な職人技で伝承がなされていないものは、人的資産ですが、これを社内研修制度で若手に伝承するシステムをつくったときは、そのシステムは構造資産となります。

これらの3つの業務セグメントは、それぞれ単独分野毎に支援する場合もあれば、経営革新計画作成支援の場合のように、企業価値創造の内容、すなわち顧客のニーズに応える「魅力ある価値の創造と伝達」というマーケティングの観点を取り入れた事業計画とする場合のように、必要により横断的に活用して、中小企業の事業活動の支援を行っています。